

# 山梨市県外スポーツ大会出場補助金交付要綱

告示第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民が県外で行われるスポーツ大会等に出場する場合に、その経費の一部を補助することによりその活動を助長し、競技レベルの向上とスポーツの振興に資することを目的とし、その交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象大会)

第 2 条 補助の対象となる大会は、次に掲げるもので県外において開催される大会とする。

- (1) 日本体育協会に加盟する競技団体主催による関東及び全国規模の競技大会等で、当該大会の県予選会を通過し出場資格が与えられる大会又はこれに準ずる大会
- (2) その他山梨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が妥当と認める大会等

2 次に掲げる大会等については、補助対象から除外する。

- (1) 国際大会
- (2) スポーツレクリエーション祭
- (3) 全国健康福祉祭
- (4) 官公庁及び自治労大会等職域別大会
- (5) 学校教育の一環として開催される大会
- (6) その他学生大会
- (7) この要綱以外に大会出場に関し助成措置等があるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、前条の大会に各スポーツ団体の予選会を通過し出場権を得た団体、チーム又は個人（以下「団体等」という。）とし、大会要項等に基づき登録された選手及び役員のうち、市内在住者とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、1 団体あたりの限度額を全国大会は 200,000 円、関東又は甲信越大会等は 100,000 円とする。

地域等	金額
北海道、九州、沖縄県	1 人 15,000 円
関東、長野県、新潟県、静岡県	1 人 5,000 円
上記以外の地域等	1 人 10,000 円

(交付申請)

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする団体等は、規則第 3 条の規定による事業補助金等交付申請書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体等は、大会終了後、速やかに規則第7条の規定による実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の額の確定を受けた団体等は、補助金の支払を受けようとするときは、規則第9条第1項の規定による補助金請求書を市長へ提出しなければならない。

2 団体等は、規則第9条第2項ただし書に規定する概算払により補助金を受ける場合は、補助金概算払請求書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消し及び返還)

第8条 市長は、規則第10条に規定するもののほか、団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 補助事業の大会が中止となったとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 前項の規定により交付の決定が取り消された補助金の返還については、規則第11条の規定によるものとする。

(事務処理)

第9条 この要綱に規定する事項については、教育委員会で事務処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

山梨市長 様

住 所

所属団体

代表者名

印

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった県外スポーツ大会  
出場補助金について、下記のとおり概算払の請求をいたします。

記

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額	既概算交付額	差引額	今回概算 請求額	備考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法 口座振込

金融機関名及び本・支店名

預金種別及び口座番号

フリガナ

口座名義